

介護ビザ人材の紹介について

アクセスHR株式会社 前川聡

人材の国籍について

フィリピン



弊社では**現地ヘルパー講習を修了**している留学生をご紹介します。

長年に渡って、マレーシアやシンガポール、欧米諸国、中東諸国にて介護を担っているのがフィリピン人介護士です。

出稼ぎが主要産業となっているフィリピンでは、地元政府が自国の出稼ぎ労働者向けに独自の研修制度を導入しております。他の出稼ぎ国の人材と比べて費用が高いフィリピン人材ですが、世界各国でこの研修制度を評価しており、フィリピン人材の需要が多い大きな理由となっております。

介護福祉士についてもフィリピン各地にある職業訓練所や短期大学、人材紹介会社において無料で講習が行われており、国家戦略として介護人材の養成を行っているのがフィリピンです。

著しい経済発展が続いているフィリピンですが、出生率が5人で人口が爆発的に増えているため、現在でも貧しい家庭が多く、今後もこの状況が続くと予想されており、多くの人材が海外での定住を目指しておりますので、就労ビザ取得後も介護福祉士として日本で働き続けてくれる可能性が高いのがフィリピン人材です。その「日本での定住」という新たな道筋を弊社としてサポートできればと考えております。

ベトナム



弊社では**現地で看護専門学校を卒業した留学生**をご紹介します。

現在、日系企業のベトナム進出が以前にも増して増えており、日系企業での就職を目指し、多くのベトナム人が技能実習生や技術者として日本で働いております。

同時に日本語を学ぶ若者も多く、塾や日本語学校も増えております。大きな成長を遂げているベトナムですが、同時に少子高齢化も急速的に進んでおり、将来、経済成長の大きな妨げになるのではとも言われております。

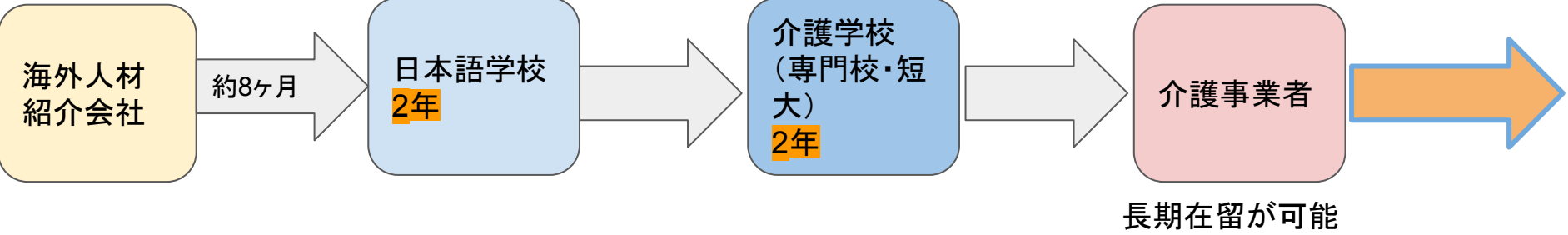
ベトナムではまだまだ介護に対する認識が非常に低く、病院で看護師が担っている状態です。その看護師も賃金が平均よりも低い状況です。しかし、人々の助けになりたいという大きな志を持ち看護学校で学んでいる学生も数多くおります。

弊社ではこういった志が高い学生に対し、介護職のアルバイト紹介を通して、就労ビザ取得のサポートを致します。将来的には日本の介護サービスを日本の介護事業者様と共にベトナムに伝える事ができる人材をご紹介しますよう努力致します。

介護人材の受け入れ方法 2タイプ

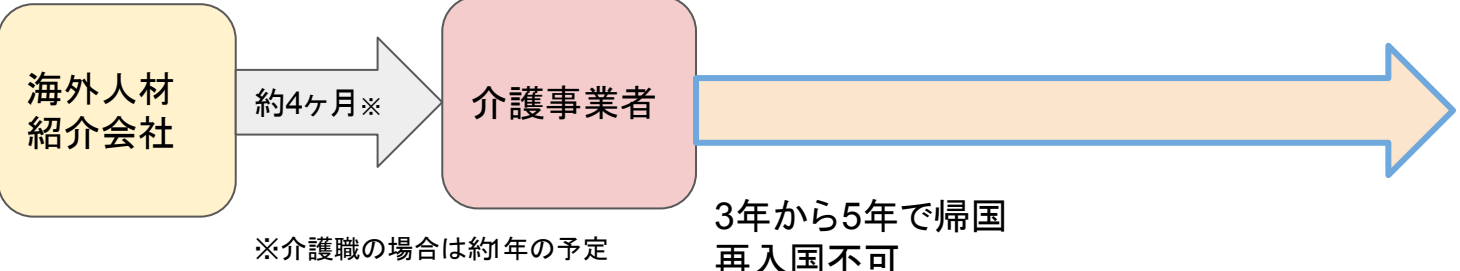
介護ビザ

2017年中



技能実習制度

未定



※介護職の場合は約1年の予定

介護人材の受け入れ方法 2タイプ

介護ビザ

2017年中

介護養成校(介護専門学校等)に入学し、卒業後、介護福祉士資格と就労ビザを取得し介護福祉士として介護事業所にて勤務できる制度です。

介護養成校の卒業生は国家試験に不合格になった場合でも介護福祉士資格を取得可能となっております。

技能実習制度と違い、留学生ですのでアルバイト勤務は約週 28時間となっておりますが、日本語学校での勉学で日本語の習得が早く、卒業後は介護福祉士として定住が可能な点が大きな違いです。

技能実習制度

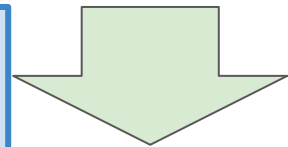
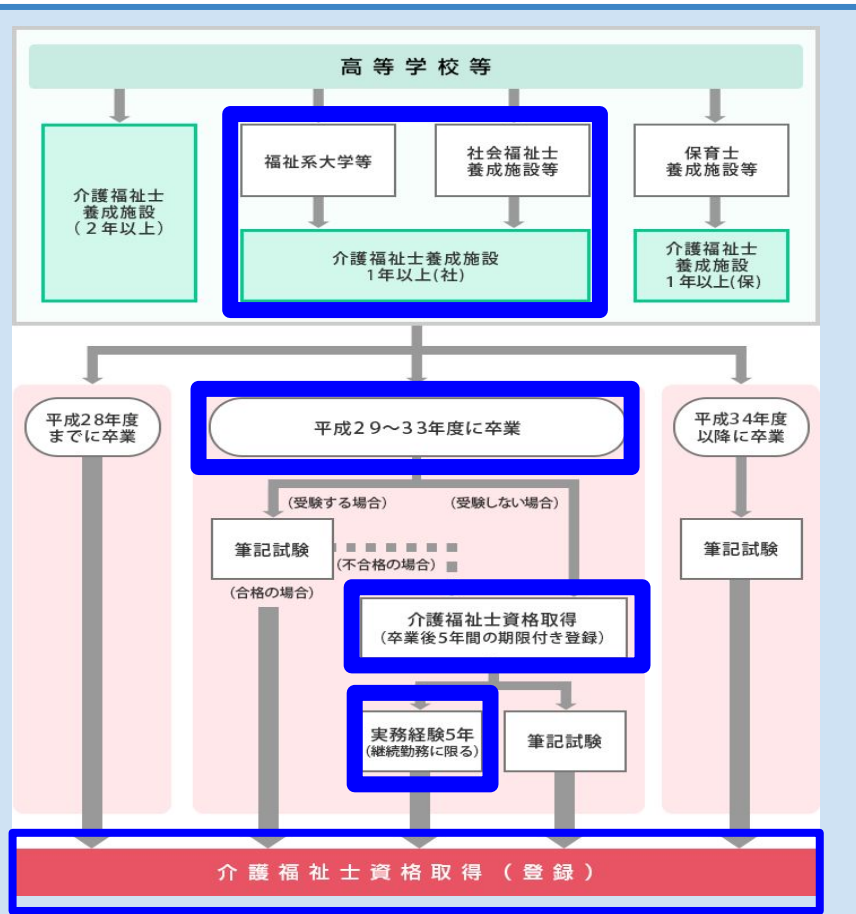
未定

日本で技能を習得する事を目的に期限付きで実習を行う制度です。

2016年1月現在、要件がまだ決まっておりませんが、現状、3年から5年間の滞在期限で常勤社員数によって受け入れ可能な人数が異なっております。また、現地での研修期間が短いため基礎的な日本語しか習得できておらず、介護福祉士資格を持っていないため、本格的に介護業務を行うまで期間を要します。

また、実習を行うにあたって、現行スタッフによる研修が必要であるため、人手不足の中、研修に人材を割り振らなければなりません。3年～5年で人材が入れ替わるため、毎年、新たな人材に教育をしなければなりません。

試験免除優遇と優遇期限まで



平成30年(2018年)4月・10月 入学



平成32年(2020年) 卒業・入学



平成34年(2022年)3月・9月
「平成33年度(2021年度)卒業」

2018年入学までの学生は試験免除
 2019年入学からの学生は試験必須
=2017年までには現地面接が必要

介護ビザ取得のメリット

	介護ビザ	技能実習生
在留期間	ビザ更新可能	3～5年
受け入れ 人数制限	なし 何人でも可能	あり 常勤職員50人以下で3人 可能
資格	介護福祉士	無資格
日本語能力	N2レベル (日本にて 専門学校卒)	N5レベル (制度により変更の 可能性あり)

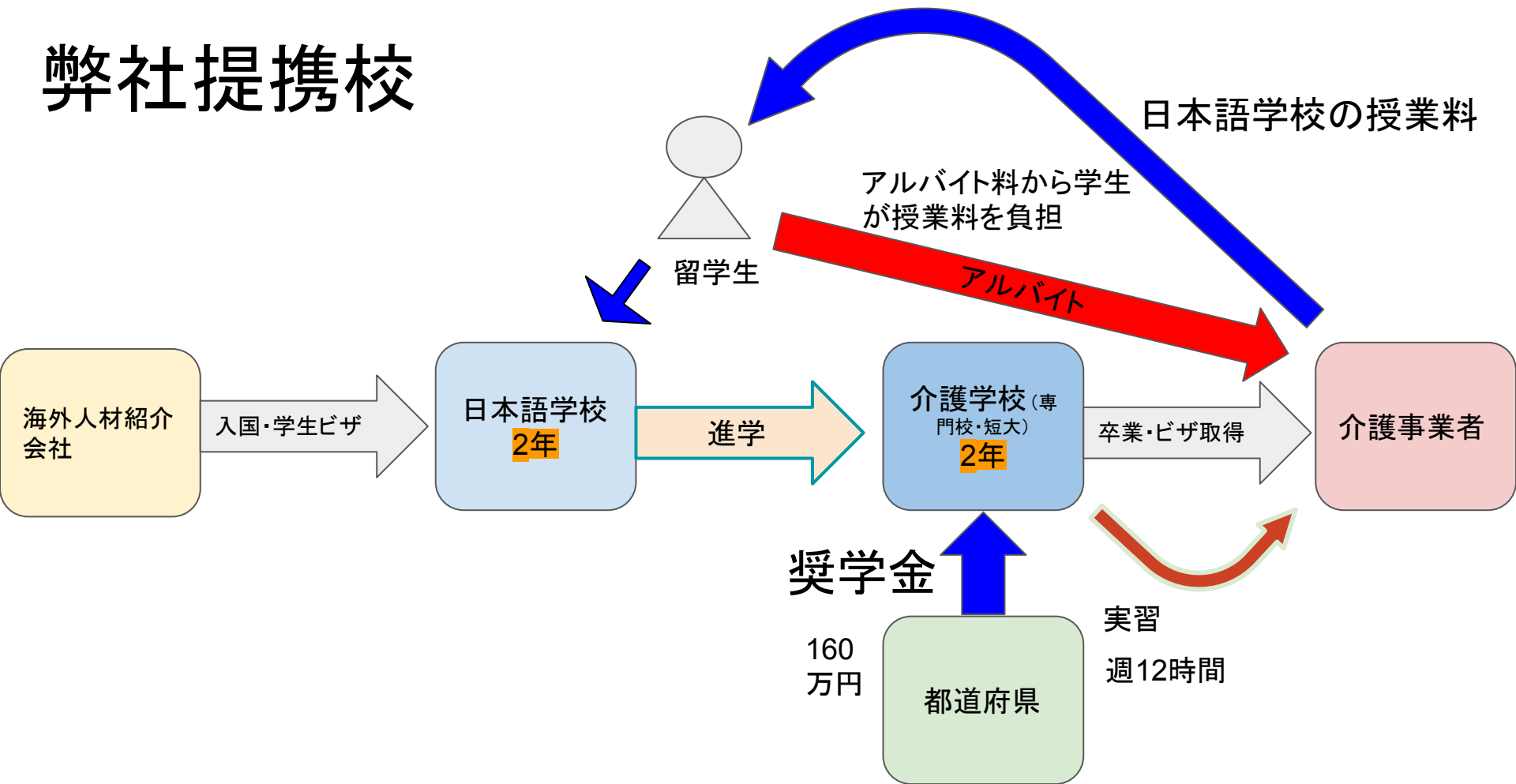
人材側のメリット

- 実習生の様に帰国する必要なし
日本に長期在留できる
- 日本の介護福祉士の資格を得られる

介護施設側のメリット

- 奨学金免除と介護福祉士資格の更新のため、
5年間雇用し続ける事が可能
- 技能実習生を管理する幹部候補として長期的に雇用可能
- 長期の就労を望んで来日をする＝モチベーションが違う
- 長期就労のため、研修負担が減る

弊社提携校



逃亡と離職を防ぐため

- 経歴は福祉を志す、現地看護学校の卒業生に限定
 - 将来、日本に定住を目指す人材に限定
- (定住・就労を強制するものではありません)
- 日本での生活・仕事については弊社が管理・サポート致します
(月一回、寮や職場を訪問。緊急時に対応)

ご注意ください！

2016年末に厚生労働省が介護養成校に対して、「職業選択の自由」に反して、介護事業者が奨学金(授業料等)の返済を目的に卒業後の就職先を運営施設に強制させる事を禁止する指針を出しております。

こういった事例は数年前から常用化されており、人材紹介会社の中ではこの指針に反した提案をしている企業もございます。

このような事例が発見されますと、養成校は行政指導の対象となり、今後、受け入れ事業者に対しても入管等の取り締まりが強化されることが予想されます。

弊社では学生の就職先は強制致しません。しかし、介護施設様より学生の期間の寮費援助をして頂いたり、弊社が日本滞在中のサポートを行うことで受け入れ企業様に帰属意識が生まれ、卒業後も就職してもらえよう、ご提案して参ります。